

JERAグローバルマーケット 2026年度、2027年度および2028年度の電力卸取引に関するQ&A

No.	項目	質問	回答
1	お取引いただける事業者の要件	小売電気事業者の登録を受けている、または登録の申請を行っているという参加要件を満たす証明のために、別途書類の提出は必要か。	書類の提出は必要ございません。当社側で確認させていただきます。尚、小売申請中の事業者様は対象外とさせていただきます。
2	お取引いただける事業者の要件	複数社での共同申込、共同調達は可能か。	複数社共同、連名での申込は受付けません。また約定後に、その権利を複数社に分割することはできません。
3	お取引いただける事業者の要件	グループ内に複数の小売会社（それぞれ小売電気事業者登録されている）を有するが、それぞれの会社で取引可能か。	enechain取引要項P.15の要件をそれぞれの会社が充足するのであれば、可能となります。
4	お取引いただける事業者の要件	他社を代表契約者として需給管理業務を委託している関係上、申込者とバランシンググループ運営者または所有者が異なるが、取引は可能か。	お取引希望の事業者が子BGに該当する場合は、親BGもKYC・与信審査対象となります。約定後の契約締結者はバランシンググループ運営者または所有者ではなく、お取引事業者となります。なお需給管理業務委託先に本契約における秘密情報を開示する必要がある場合は、当社から開示許諾を得る必要があります。
5	お取引いただける事業者の要件	倒産手続き実施中となるが、注文・約定した場合は契約締結可能か。	電力受給基本契約書（本契約の解除）等を参照下さい。会社更生法の更生手続き中等、当該条項に規定された状態、または可能性がある場合は、ご注文は控えて頂くようお願い致します。仮に注文・約定した場合においても、その後上記状態が判明した場合は、当社は電力受給基本契約書を解除する権利を有すると共に、当社に損害が生じている場合、賠償して頂きます。
6	お取引いただける事業者の要件	与信審査の結果は通知されるのか。	財務諸表をご提出いただいた後に個別に与信審査の結果及び与信条件をお知らせ致します。理由については回答をいたしかねます。なお、審査には通常数日程度を頂いておりますがお申込み状況次第では延びる可能性があります。
7	お取引いただける事業者の要件	enechain取引要項の中に「電力受給基本契約書を締結」とあるが、これは受給契約の修正が一切認められないということか。	原則、当社ひな形の電力受給基本契約書の内容にて締結をお願いいたします。
8	お取引いただける事業者の要件	他社を代表契約者として需給管理業務を委託していたり、東京BG・中部BGを有さない場合、本取引が可能か。	他社を代表契約者として受給管理業務を委託している場合は、No.4をご参照ください。また、東京BG・中部BGを有していない場合にはお取引ができません。
9	お取引いただける事業者の要件	財務諸表は自社HPで公開しているが提出が必要か。	HPで公表している場合はその旨お知らせいただくことで提出に代えさせていただきます。
10	お取引いただける事業者の要件	既に最新の財務諸表をJERAグローバルマーケットに提出しているが再提出は必要か。	既に最新のものを提出いただいている場合はその旨お知らせいただければ再提出は不要です。なお、取引開始までおよび取引期間中に新たな財務諸表を作成された場合は、継続的な取引のため、その都度ご提出をお願いいたします。
11	お取引いただける事業者の要件	官報に掲載する決算公告の提出でも良いか。	財務諸表の提出をお願いいたします。
12	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	申込手続きについて、具体的にはどのような手続きがあるか。	当社所定のお取引先様情報確認書の提出、財務諸表の提供をいただき、審査手続きをお願いしています。それらが完了した後に、電力受給基本契約書を締結いただき、取引環境が整います。原則として、eSquare Liveへのエントリー手続きもお願いしております。
13	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	販売価格の提示はどのように行うのか？	株式会社enechainが運営するeSquare Liveの取引画面にて最新の販売基準価格を原則毎営業日掲示します。係数や固定項Cの更新後の販売フォーミュラにおける固定項Bについて、画面上で買い注文価格/販売基準価格を bid / offer するザラ場市場です。
14	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	どのように約定処理されるのか。	bid（買い注文）の価格を、お客さまの与信状況に応じて補正をした上で高値順に約定処理させていただきます。そのため、必ずしもbid（買い注文）の価格順に約定しない場合もある点をご留意ください。
15	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	与信状況に応じた補正とはなにか。	与信審査に基づき、与信相当分の補正価格を適用させていただきます。なお、補正価格については原則開示いたしません、開示を希望される場合には、JERAグローバルマーケット受付窓口までご相談ください。
16	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	販売基準価格とはなにか。	当社が販売を希望する価格に、与信相当分の平均的な価格を上乗せした販売価格をいい、固定項Bとして当社が売り注文する価格をいいます。
17	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	販売基準価格での約定ではないのか。	販売基準価格未満の買い注文でも補正価格によっては約定する場合があります。販売基準価格で買い注文を入れていただいても補正価格によっては約定しない場合がございます。
18	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	買い注文より安く約定することもあるのか。	ございません。約定処理の順番は補正価格によって決定しますが、その結果約定した場合は、買い注文価格での約定となります。
19	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	eSquare Liveの利用ができない場合は、別の注文方法があるのか	eSquare Liveの取引画面でのお取引が難しい場合は、株式会社enechainまたは株式会社JERAグローバルマーケットまでお問い合わせください。
20	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	フォーミュラのどの要素を交渉するのか。	交渉とは、価格フォーミュラ内の固定項Bの価格についてbid/offerすることです。 例：固定項B+係数A×JKM(n)×FX(n-1)の場合、Aが傾き係数、JKM(n)が燃料価格、Bが固定項、更新された最新の係数Aを前提にして、Bがbidおよびofferの対象となります。Aについては交渉いたしません。
21	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	係数Aや固定項C、固定項Bの変更は、特定の買い手に個別提示されることはあるか？	eSquare Liveの画面上でJERAグローバルマーケットが提示した係数Aや固定項Cまたは固定項Bを変更する場合には、特定の買い手のみに提示することはありません。幅広い方々がご覧になれるeSquare Liveの取引画面上にて変更を行います。取引画面を御覧になれない事業者様につきましては、enechainおよびJERAグローバルマーケットに個別にお問い合わせいただいた際に、その時点での最新の販売基準価格をお知らせします。eSquare Liveの取引画面上または株式会社enechainもしくは株式会社JERAグローバルマーケットの窓口を通じて買い注文をしていただくこととなります（販売基準価格で買い注文を入れても、必ず約定するものではありません。Q17を併せてご覧ください。）。
22	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	enechain、JERAグローバルマーケットの窓口が用意されているが、どのような方法で注文すれば良いのか	原則として、enechainが運営するeSquare Liveの取引画面にbid（買い注文）を入れてください。取引画面への買い注文入力 が難しい場合には、enechain受付窓口またはJERAグローバルマーケット受付窓口までお問い合わせください。各々担当者が対応いたします。
23	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	注文方法が3つあるということで、条件に違いはあるのか	eSquare Liveの取引画面、enechain受付窓口、JERAグローバルマーケット受付窓口、何れの注文方法であっても同じ条件です。どの場合でも購入者様に取引手数料は掛かりません。
24	お取引の開始手続き及び、交渉方法について	交渉方法については、期間中どれか一つのみ選択可能ということか	複数の注文方法を取られても問題ありません。但し、いずれの注文方法でも条件に違いはございません。ご案内の通り原則eSquare Liveの取引画面からbidを入れていただければと存じます。
25	商品	通告変更権のある商品は無いのか。	現時点では、通告変更権のある商品の販売予定はありません。
26	商品	月間商品などの単年度以外の商品は無いのか。	月間商品など単年度以外の商品をご希望される場合はご連絡ください。対応可否につき検討させていただきます。
27	商品	全日24時間（ベース）、平日8～20時（ピーク）以外の商品の販売予定はあるか。	商品ごとに設定されている受給時間帯以外のご希望があれば、JERAグローバルマーケット受付窓口までご連絡ください。対応可否につき検討させていただきます。
28	商品	他の燃料フォーミュラでの契約は出来ないのか。	他の燃料フォーミュラをご希望される場合は、JERAグローバルマーケット受付窓口までご連絡ください。対応可否につき検討させていただきます。
29	商品	他の料金体系（固定価格や二部料金制など）での契約は出来ないのか。	他の料金体系をご希望される場合は、JERAグローバルマーケット受付窓口までご連絡ください。対応可否につき検討させていただきます。
30	その他	その他異なる条件での取引は可能か。	JERAグローバルマーケット受付窓口までご連絡ください。対応可否につき検討させていただきます。
31	商品	係数や固定項Cを変更する予定とあるが、具体的にはどういことか。	販売フォーミュラの燃料価格に掛かる傾き係数Aや固定項Cを市況に合わせて変更する可能性があるものとなります。
32	商品	係数や固定項Cを変更する頻度の目安はあるか。	市況の変化に合わせて更新を行います。市況等に変化が生じない場合は、基本的に更新は行わない予定です。また、係数や固定項Cに変更があった場合には、取引画面にて通知するとともに、お問い合わせいただいた場合にはenechainまたはJERAグローバルマーケットの窓口でもお知らせいたします。
33	商品	発電側課金の扱いについて教えて欲しい	現在のkWh課金単価から算出した金額として、東京エリアは、0.25円/kWhを、中部エリアは、0.24円/kWhを固定項Bに織込んでおります。各エリアの一般送配電事業者が定める電力量あたりの課金単価（消費税等相当額を除き、1銭未満の端数を四捨五入する。）に、変更があった場合には、変更差分について別途精算します。

34 商品	kW課金分は請求されないのか。	kW課金単価については、容量拠出金の中で受領済みとさせていただきます、発電側課金（kW課金分）に見直しがあった場合でも、別途精算は行いません。
35 商品	排出権取引取引制度（GX-ETS）や炭素賦課金などの扱いはどうなっているか。	今後、各種法制度が導入された際には、追加費用等を請求させていただく場合がございます。
36 取引方法	受付開始時刻以前または終了時刻以降の買い注文は受け付けるか。	受付開始時刻以前または終了時刻以降のご注文は受け付けません。 なお、受付開始時刻は9時、受付終了時間は16時30分とさせていただきます。
37 取引方法	募集数量はあるか。ある場合、それは幾らか。また商品別の販売数量比率は幾らか。	募集数量は設けておりますが、具体的な数量は公表しないこととさせていただきます。 販売が終了した際には、HP等でお知らせいたします。
38 取引方法	取引回数・取引数量に上限はあるか。	取引回数・取引数量自体に上限は設けておりません。
39 取引方法	日次販売量は決まっているのか。	商品によっては日次販売量を設定する可能性もございます。
40 取引方法	約定後に権利を放棄する、または契約締結を辞退することはできるのか。特に部分約定となった場合に、その権利を放棄することができるのか。	原則、権利の放棄はできず、個別契約を締結していただく必要があります。また部分約定となった場合も同様です。
41 取引方法	複数商品を約定した場合、契約書は商品毎になるのか。それとも、事業者で1つに纏められるのか。印紙税負担軽減等の観点で、複数商品をまとめて1つの契約書として締結することは可能か。	複数商品を約定した場合、個別契約書は商品毎に締結していただきます。
42 取引方法	enechain取引要項P17のお問い合わせ後、すぐに注文が可能となるのか。	お問い合わせ後、eSquare Liveのご利用案内をお送りしますので、そちらから規約同意・ログイン後速やかに商品をご確認いただけるようになります。 eSquare Liveを利用せず、enechainまたはJERAグローバルマーケットの受付窓口にご連絡をいただくことも可能です。
43 取引方法	どのように約定が決定されるのか。	原則毎営業日9時～16時30分の間に入力され、16時30分時点で有効な買い注文について、No.14の通り、約定処理を行い結果を通知します。 なお、販売上限量を超える買い注文があった場合には、部分約定することがあります。
44 取引方法	販売契約の契約者は？	JERAグローバルマーケットになります。